

2 答申第 2 号
令和 2 年 5 月 1 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武 藤 知 之

答 申 書

令和 2 年 4 月 2 7 日付け 2 家第 2 4 1 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

「子育て世帯への臨時特別給付金」の通知文発送業務を民間事業者へ委託するに当たり、市が管理する支給対象者の情報を、オンライン結合等により受託事業者へ提供することにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 1 0 条第 1 項第 2 号）について

【子ども未来部家庭子ども相談課】

2 審議会の意見

「子育て世帯への臨時特別給付金」の通知文発送業務を民間事業者へ委託するに当たり、市が管理する支給対象者の情報を、オンライン結合等により受託事業者へ提供することについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。